

第十九回国 参議院 外務委員会 會議録 第六号

昭和二十九年三月八日(月曜日)午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君
理事 團 伊能君
佐多 忠隆君
曾祿 益君

委員 梶原 茂嘉君
高良 とみ君
羽生 三七君
加藤 シヅエ君

政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君
外務大官官房長 松井 明君
外務省ア ジア局長 中川 融君
外務省条約局長 下田 武三君
事務局側 常任委員 神田 妻太郎君
会専門員

本日の會議に付した事件

○外務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(佐藤尚武君) 只今より外務委員会を開きます。

先ず外務省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府に提案理由の説明を求めます。

○政府委員(小瀧彬君) 外務省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を説明いたします。

本案は外務省設置法の一部改正、在外公館の名称及び位置を定める法律の

第五部 外務委員会會議録第六号

一部改正、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正の四点に分れております。第一に本案第一条の外務省設置法の一部改正について説明いたします。第一条の要旨は、国際連合日本政府代表部の設置及び名譽(總)領事館に関する規定の改正の二点であります。先ず国際連合日本政府代表部設置について説明いたします。国際連合に対する協力は政府の基本方針であります。政府は昭和二十七年六月国際連合に対し正式に加盟申請をいたしました。今日に至るまで遺憾ながら加盟は実現しておりません。しかしながらわが国は同年十月オプザヴァアの地位を認められて以来、国連の各種會議に出席すると共に、国連の経済、社会分野における諸事業、即ち国連児童基金、拡大技術援助計画等に積極的に参加しており、又、国連の専門機關には全部正式参加を認められるに至りまして、国連におけるわが国の地位は、實際上逐次確立されつつあります。政府といたしましては、昭和二十七年十月以来、在米大使館から所要の人員をニューヨークに駐在せしめ、対国連關係事務を処理せしめてきたのであります。わが国の対国連關係事務がますます増大し、且つわが外交上その重要性も加わつて参りますので、在外公館の一として国際連合日本政府代表部をニューヨークに設置することといたした次第であります。

本案におきましては、現行外務省設置法第二十二條第二項中に国際連合日本政府代表部を加え、同じく第二十四條に第四項を設け国際連合日本政府代表部をアメリカ合衆国ニューヨークに置く旨及び第二十五條第二項中に国際連合日本政府代表部の長は特命全權大使とする旨規定いたしました。次に名譽(總)領事館に関する規定の改正について説明いたします。名譽(總)領事館とは、大、公使館又は(總)領事館が設置されていない土地の親日家、有力者、徳望家等の適任者に対して領事事務の一部を委嘱し、主として通商航海に関するわが国の利益の維持増進等のための職務を行わせるものであります。政府は平和条約発効後、大、公使館及び(總)領事館の設置に主眼をおいて参りましたので、未だこの制度を活用するに至っておりません。しかるに名譽(總)領事任命の必要も漸次具体化して来る一方、戦前わが国の名譽(總)領事であつた者が再任方を希望して来る者もあり、又、わが在外公館長からも候補者の推薦がありますので、政府といたしましては、昭和二十九年度から、必要な個所に適當な人名譽(總)領事として任命したい所存であります。

現行外務省設置法は、名譽(總)領事館を大、公使館及び(總)領事館と同様、在外公館の一として規定し、法律をもつて名譽(總)領事館を設置した後、名譽(總)領事を任命する建前をとおしております。しかるに名譽(總)領事は外国人であり、身分上、国家公務員でも外務公務員でもありませんので、本任の(總)領事に比し、その職務は当然制限されており、従つて名譽(總)領事の職務する名譽(總)領事館を(總)領事館と同様の在外公館として規定することは必ずしも必要でなく、且つ、名譽(總)領事制度の運用上、甚だ不便であります。そこで今般の改正の趣旨は、名譽(總)領事制度の実体に則してその運用を簡便ならしめるため、名譽(總)領事館を在外公館として法律をもつて設置せず、名譽(總)領事を任命し得るようになるものであります。即ち、本案におきましては、現行外務省設置法第二十二條第二項から名譽(總)領事館及び名譽領事館を削除し、又同第二十五條第二項から名譽(總)領事及び名譽領事を削除し、新たに第六章として第三十一條第一項に名譽(總)領事及び名譽領事任命の根拠を明らかにし、同第二項において職務その他について必要事項を外務大臣が定める旨、規定したものであります。

第二に本案第二条の在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正について説明いたします。第二条の要旨は在外公館一二館の設置及びエジプト大使館の大使館への昇格に伴い、これら在外公館の名称及び位置を定めることとあります。政府は平和条約発効後、我が国外交施策の実施に必要な個所に在外公館を設置して参りました。本年一月末までに開設済みのものは、大使館一八館、公使館二一館、總領事館一六館、領事館一〇館、在外事務所一館、合計六六館であります。このうち九館は兼轄公館であります。政府といたしましては、特に我が国の経済外交推進の見地から昭和二十九年年度における新設公館につき慎重検討を加えました結果、在ホンジュラス、在エル・サルヴァドル、在コロムビア、在アフガニスタン、在イラク、在シリア、在レバノンの七公使館及び在シドニー、在ハンブルグの二總領事館並びに在トロント、在メダン、在レオポルドヴィルの三領事館、合計一二館を設置し、又在エジプト公使館の大使館への昇格方針を決定いたしました。なお、右新設予定の一二館のうち、在ホンジュラス及び在エル・サルヴァドル各公使館は在メキシコ大使館に、又在アフガニスタン公使館は在イラン公使館に、それら兼轄させるものであります。この三館につきましては、当面人員と予算を必要といたしません。

本案におきましては、在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の表に、前に述べました一二館及びエジプト大使館を加え、同表中からエジプト公使館を削除いたしました。なお、本案において、同法本則中、在外公館から国際連合日本政府代表部を除く旨規定しております。

すが、これは、本案第一条によりまして国際連合日本政府代表部の名称及び位置が、外務省設置法に規定せられるためであります。

第三に本案第三条の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正について説明いたします。

大使及び公使の俸給月額、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の別表第二段階に分れておりますが、政府といたしましては、官民双方から新進気鋭の士を抜擢し、大使又は公使に任命し易くするため、大使及び公使の現行一号俸の下に、それより、新たに低い号俸を設けようとするものであります。

本条におきましては、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第二を改め、新たに大使一号俸を七二、〇〇〇円とし、従来の一号俸七八、〇〇〇円を二号俸とし、以下順次号俸数を繰上げ、又新たに公使一号俸を六六、〇〇〇円とし、従来の一号俸七二、〇〇〇円を二号俸とし、同様号俸数を繰り上げた次第であります。

第四に本案第四条の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正について説明いたします。

本案第一条の国際連合日本政府代表部の設置、第二条の在外公館一二館の設置、及びエジプト公使館の大使館への昇格に伴いまして、これらの在外公館に勤務する外務公務員に支給すべき在勤俸の額を定める必要がありまので、本条におきまして、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の別

表に前に述べました各在外公館に勤務する者の在勤俸の額をつけ加え、エジプト公使館に関する部分を削除いたしました。なお、これらの在勤俸の額は、既設の在外公館分について算定いたしましたのと全く同じ方法に基づき算定いたしましたものであります。

以上をもちまして本案本文についての説明を終ります。

なお、本案附則におきまして、本案の施行期日を四月一日といたしてありますが、在コロンビア、在アフガニスタン及び在イラク各公使館に関する部分につきましては、国交回復後、政令で定める日から施行するよう措置いたしました。

以上をもちまして、外務省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上速かに御採択あらんことをお願いいたします。

○委員長（佐藤尚武君） 本件に関しまする質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（佐藤尚武君） それでは次回に譲ることにいたします。都合によりまして本日はこれにて外務委員会を散会いたします。

午後二時八分散会

三月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、駐留軍単独身兵舎建設反対に関する請願（第一五一三号）

第一五一三号 昭和二十九年二月十九日受理
駐留軍単独身兵舎建設反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木山辺地区の会内 天瀬千鶴外一名

紹介議員 安部キミ子君 高田なほ子君

代々木山辺町を中心とする明治神宮周辺地区は、昨年来いゆる温泉ホテルの濫立に対する教育上、生活上の見地に指定されたが、最近意外にも右任専地区と接続するワシントンハイツ北側の地に駐留軍単独身兵舎の建設が企図され、特に工事が進行されようとしており、しかも該計画は四階建鉄筋コンクリート十五むねにして建坪一万二千七百四十坪に及ぶ大建築と聞えて右任専地区住民は、教育上の見地からはもとより、折角任専地区指定を見たる当地区の生活上の不安、特に風紀維持の点から、深刻な不安の念にとざされていゝるから、右建設計画を取り止めるよう有効適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第三号正誤

頁 段 行 誤 正
一 五 三 十一月二十 十月二十四
四 日 日